

公の施設の指定管理者の指定の件（青少年科学館及び天文台）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市青少年科学館	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目
札幌市天文台	札幌市中央区中島公園

2 指定管理者

札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

公益財団法人札幌市生涯学習振興財団

理事長 西村 喜憲

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、青少年科学館及び天文台
の指定管理者を指定するため、本案を提出する。